

## 別表十（五）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第59条の3第1項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合において、当該法人に係る同条第2項第1号に規定する関連者（同条第6項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含みます。以下この記載要領において「関連者」といいます。）との間で行った取引のうちの特許権譲受等取引（同条第2項第5号イに規定する特許権譲受等取引をいい、同条第1項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となったものに限り、以下この記載要領において同じです。）があるときに当該特許権譲受等取引に係る当該関連者ごとに記載します。
- 2 「主たる事業」、「従業員の数」及び「資本金の額又は出資金の額」の各欄には、直近取引年度（当該法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行った事業年度のうち当該関連者との間で最後に特許権譲受等取引を行った日を含む事業年度をいいます。5において同じです。）終了の時ににおける当該関連者の営む主たる事業の内容並びに当該関連者の従業員の数及び資本金の額又は出資金の額をそれぞれ記載します。
- 3 「特殊の関係の区分」の欄には、当該法人と当該法人に係る関連者の関係が措置法第35条の3第7項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）において準用する措置法第39条の12第1項各号（国外関連者との取引に係る課税の特例）のいずれに該当するかを記載します。また、措置法第59条の3第6項の規定の適用がある場合には、同項の規定を記載します。
- 4 「株式等の保有割合」の欄の「保有」の欄には、当該法人が直接又は間接に保有する当該法人に係る関連者の株式等の保有割合（措置法第35条の3第7項において準用する措置法第39条の12第2項に規定する合計した割合をいいます。以下4において同じです。）を記載し、「被保有」の欄には、当該法人に係る関連者が直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有割合又は当該法人及び当該法人に係る関連者が同一の者によってそれぞれその発行済株式等（措置法第35条の3第7項において準用する措置法第39条の12第1項第1号に規定する発行済株式等をいいます。以下4において同じです。）を直接若しくは間接に保有されている場合における当該同一の者の直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による関連者の株式等の保有」の欄には、当該法人及び当該法人に係る関連者が同一の者によってそれぞれその発行済株式等を直接又は間接に保有されている場合における当該同一の者の直接又は間接に保有する当該関連者の株式等の保有割合を記載します。
- 5 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、直近取引年度終了の日以前の同日に最も近い日に終了する関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額をそれぞれ記載します。
- 6 「関連者との特許権譲受等取引の状況等」の各欄は、特許権譲受等取引を行った事業年度別に記載するものとし、当該事業年度別の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「適格特許権等の譲受けによって生じた研究開発費の額」及び「適格特許権等の借受けによって生じた研究開発費の額」の各欄には、当該法人が当該事業年度において当該特許権譲受等取引に伴って当該法人に係る関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。
  - (2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第2項（国外関連者との取引に係る課税の特例）（措置法第59条の3第5項の規定により準じて算定する場合を含みます。）に規定する算定の方法のうち、当該法人に係る関連者に支払う対価の額に係る独立企業間価格（措置法第59条の3第4項に規定する独立企業間価格をいいます。(2)及び7

において同じです。)につき当該法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記載します。この場合において、当該独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付します。

7 「事前確認の有無」の欄には、「関連者との特許権譲受等取引の状況等」の欄に記載した特許権譲受等取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての当該法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある

当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号(定義)に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認の有無を記載します。

8 「各事業年度の適格特許権等の譲受けによって生じた研究開発費の額の総額」及び「各事業年度の適格特許権等の借受けによって生じた研究開発費の額の総額」の各欄には、当該法人が各事業年度において特許権譲受等取引に伴って当該法人に係る関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。